

大石田町長選挙 大石田町議会議員選挙

投票区が変わります

期日前投票の増加や、自家用自動車での来所者の増加といった情勢を考慮して、今回の選挙から以下のとおり投票区の見直しを実施いたします。

変更前		変更後	
第1投票所	新町、川端、東町、二丁目、愛宕町、仲通、南通、朝日町、庚申町、曙町、栄町	第1投票所	新町、川端、東町、二丁目、愛宕町、仲通、南通、朝日町、庚申町、曙町、栄町、今宿
第2投票所	本町、四日町、横町、佐田町、八幡町、井出、緑町、桂木町	第2投票所	本町、四日町、横町、佐田町、八幡町、井出、緑町、桂木町
第3投票所	今宿	第3投票所	上宿、下宿・黒滝、上ノ原、坂ノ上
第4投票所	上宿、下宿・黒滝、上ノ原、坂ノ上	第4投票所	里
第5投票所	里	第5投票所	田沢
第6投票所	田沢	第6投票所	新山寺
第7投票所	新山寺	第7投票所	小菅
第16投票所	大浦	第16投票所	次年子
第17投票所	次年子	第17投票所	白鷺
第18投票所	白鷺		

立候補予定者説明会および出納責任者事務説明会を開催します

- ◆期 日／10月5日(木)
 - ◆場 所／大石田町役場3階「大会議室」
- | | | |
|--------|-------------|-----------|
| 町長選挙 | ○立候補予定者説明会 | 午前10時00分～ |
| | ○出納責任者事務説明会 | 午前11時00分～ |
| 議会議員選挙 | ○立候補予定者説明会 | 午後2時00分～ |
| | ○出納責任者事務説明会 | 午後3時00分～ |
- 

■選挙に関するお問い合わせはこちらまで

大石田町選挙管理委員会事務局（役場総務課内） ☎35-2111(内線212・213)

投票日は 11月5日(日)

(告示:10月31日(火))

任期満了に伴う大石田町長選挙・大石田町議会議員選挙は、10月31日(火)に告示され、11月5日(日)に投開票が行われます。大石田町のまちづくりを担う人たちを選ぶ、町民にとってもっとも身近で大切な選挙です。皆さんの価値ある1票を無駄にしないよう、棄権せず投票しましょう。

投票できる方は

今回の選挙において大石田町で投票できる方は、平成17年11月6日以前に生まれた方で、令和5年7月30日までに大石田町で住民票が作成され、引き続き3か月以上町内に住所を有している方です。

また、選挙人名簿に登録されている方でも、他市町村に住所を移した場合は投票できませんのでご注意ください。

投票日に投票できない方は期日前投票を

選挙は、投票日に投票することを原則としていますが、仕事や冠婚葬祭、レジャーなどのため投票日に投票できない方は、**期日前投票**をすることができます。

投票所の混雑を避けるためにも、ぜひご利用ください。

【期日前投票】

- ◆期 間／11月1日(水)～11月4日(土)
- ◆場 所／役場1階「市民ホール」
- ◆時 間／午前8時30分～午後8時

※車椅子、車椅子用の投票記載台を用意しています。

開票は即日行います

選挙の開票は、投票日（11月5日）午後8時から役場3階大会議室で行います。参観を希望される方は、午後7時30分から受付を行いますので、係員に申し出てください。なお、参観人の数は15名に制限しますので、ご協力お願いします。

10月11日以降の転居者は前住所の投票所で

町内での転居があった場合は、選挙人名簿の登録もそれによって移し替えることになっていますが、**10月11日以降に町内で転居した方は、前の住所地の該当する投票所で投票してください。**（実際は10月10日以前に転居しても、届出日が基準となります。）

なお、投票所入場券も前の住所地に送付されますので、ご確認ください。

代理投票について

投票所に行くことはできるものの、心身の故障などで字を書くことができない方は、補助者に代理投票（代筆投票）させることができます。投票の秘密は固く守られますので、安心して係員に申し出てください。

不在者投票ができます

次の場合は、不在者投票をすることができます。

- 長期出張等で町外滞在中の方
- 県選挙管理委員会が指定する施設（病院、老人ホーム等）での不在者投票を希望する方
- 両下肢等の障害で1級または2級の方、内臓機能の障害で1級もしくは3級の方、免疫の障害で1級から3級までの方、または介護保険法上の要介護者で要介護5の方で郵便等による不在者投票を希望する方